

返戻金制度について

当社の紹介により就業した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返還致します。

ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定後の死亡、天災事変等の不測の事態等の場合には返還の適用を除外するものとする。

- (1) 入社後30日以内・・・80%（別途消費税を加算）
- (2) 入社後31日以上60日以内・・・50%（別途消費税を加算）
- (3) 入社後61日以上90日以内・・・30%（別途消費税を加算）
- (4) 入社後91日以上180日以内・・・3%（別途消費税を加算）

紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金精度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上

許可番号 08-ユ-300421

株式会社STI

千葉県柏市中央町2-29-202